

(3) 多機関協働事業

19

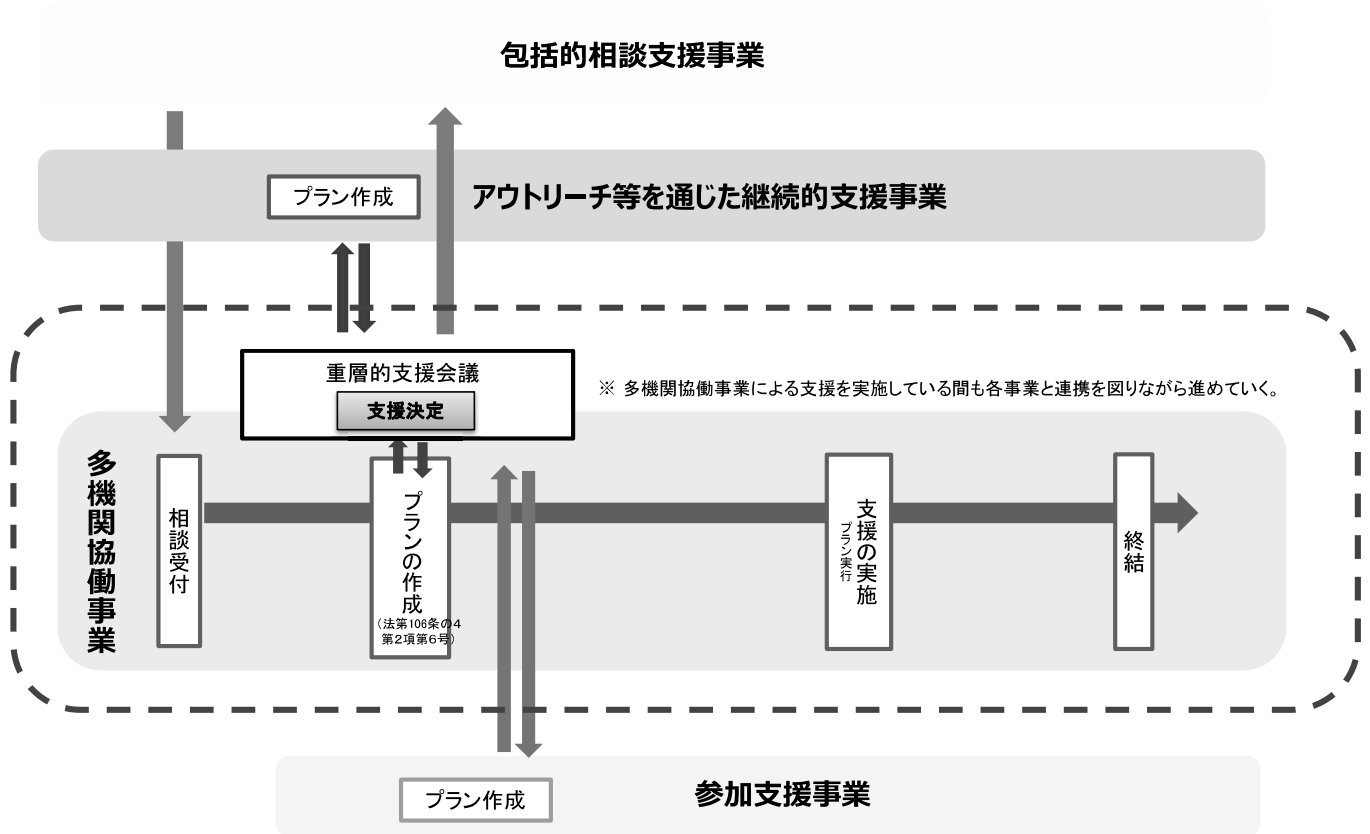
多機関協働事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

- **市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する**
多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。
- **重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす**
重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。
- **支援関係機関の役割分担を図る**
単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施。

20



多機関協働事業の考え方

1. 役割

- 多機関協働事業は、複合的な課題を抱え課題の解きほぐしが求められる事例等に対して、支援を行う事業である。
- 支援関係機関の抱える課題をアセスメントし、各々の役割分担や支援の方向性を整理し、ケース全体の調整機能を果たす。
- したがって多機関協働事業は、主に「支援者を支援する」役割を担う事業であるが、事例に応じて支援関係機関と連携しながら本人への直接支援を行ったり、必要な社会資源を提供したり見付けるといった、直接的な支援も行う。

2. 支援対象者

- 複合的な課題を抱えており、
 - ・ 単独の支援関係機関では対応が難しく
 - ・ かつ、各種支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められる課題を有する者を支援対象者と想定する。

3. 支援の展開

(1) 相談受付

<基本的考え方>

- 複合的な課題を有していたり、支援関係機関による役割分担を行うことが望ましい事例については、多機関協働事業が相談を受け付け、支援を行う。
- 上記に該当しない事例などが多機関協働事業につながった場合には、紹介元の機関と協議した上で、必要に応じて元の支援関係機関に戻す。

- この際、多機関協働事業は、支援の必要がある時にはいつでも依頼してほしい旨を伝えることが重要である。
- 多機関協働事業による相談受付を行うことが決まった場合、本人は多機関協働事業への利用申込(本人同意)を行う。基本的には、紹介元の支援関係機関が、多機関協働事業への利用申込の手続きを行う。しかし、多機関協働事業の利用申込に不安がある場合等には、多機関協働事業者が直接本人に会って説明をする等の丁寧な対応が求められる。

＜アウトリーチ等を通じた継続的支援事業からの相談受付の考え方＞

- ひきこもり者などへの支援を行うアウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、その事業の性質上、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と本人との信頼関係が形成されアセスメント等が終わった段階で多機関協働事業につながる場合が多いと想定される。
- したがって、多機関協働事業者は、支援開始前からアウトリーチ等を通じた継続的支援事業と連携を密に図ることが重要である。

(2) アセスメント

- 多機関協働事業者が本人・世帯の状態を把握し、アセスメントをするために必要な情報(見立ても含む)は、包括的相談支援事業をはじめその他適切な支援関係機関に依頼する。
- しかしながら、多機関協働事業者が本人から直接、情報収集やアセスメントをした方が良い場合には、自宅を訪問したり面接を行う。
- 収集した情報は、多機関協働事業者がインタビュー・アセスメントシート(標準様式)にまとめるほか、必要に応じて重層的支援会議に提示する。
- また、早期に参加支援事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業につないだ方が良い事例の場合には、プラン作成前であっても連携を図る。

23

(3) プラン作成

- アセスメントの結果を踏まえ、プランを作成する。
- プランは、支援関係機関の役割や支援の方向性を整理するために作成する。すなわち、支援関係機関との連携や協働の円滑化を図るために作成する。
- また、参加支援事業およびアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を利用する場合も、多機関協働事業がプラン上で利用することを明記し、支援決定を受けた後でつなぐこととなる(※)。
※ 既述のとおり、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は多機関協働事業の利用前から支援が開始される場合もあり、それを妨げるものではない。

(4) 支援の実施

- 支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、チームによる支援が円滑に進むよう支援を行う。
- 重層的支援会議による支援の状況を把握し、必要があれば情報を集約したり再度支援の方向性を整理する。

(5) 終結

- 支援終結の考え方としては、本人の課題が整理され、支援の見通しがつき、支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、多機関協働事業による関わりは一旦終わりとなる。
- なお、終結後、支援関係機関の中から、支援の主担当となる人を定め、その後も本人を伴走する体制を整備することが重要である。
- ただし、支援終結後に本人の状況や環境に変化が生じた場合や、再度課題の解きほぐしや関係機関の整理が必要となった場合には速やかに支援を再開する。
- したがって、支援の終結後も必要に応じて支援関係機関と情報共有等ができる体制を整備することが重要である。

24

(4) アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業

25

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

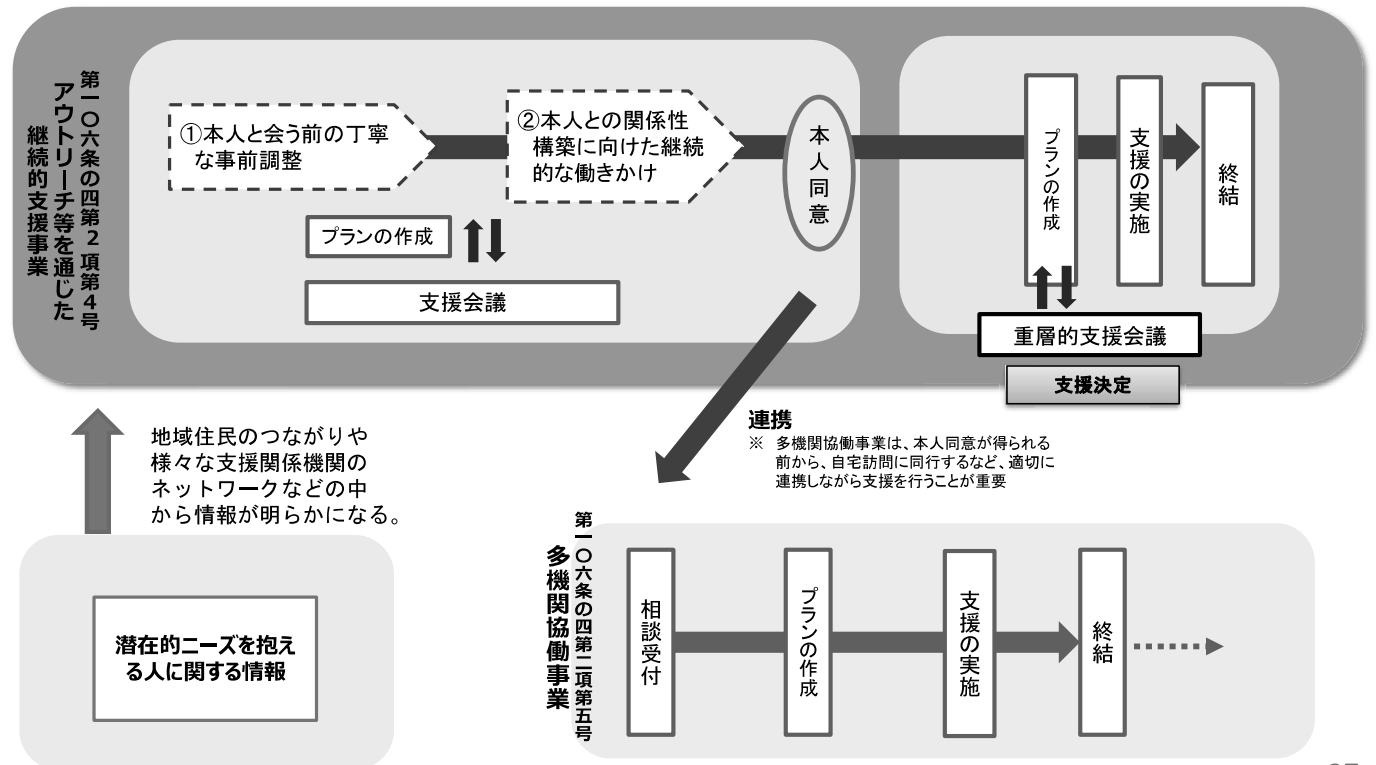
- **支援が届いていない人に支援を届ける**
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- **各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見付ける**
各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見付ける。
- **本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く**
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

※ 例えば、ひきこもりの状態にある人の場合には、継続的に本人に手紙を残したり、興味・関心に合わせた情報提供を行うほか、家族との関係性に配慮したうえで、家族支援を通じて本人と関わる糸口を見付けるといった支援が考えられる。

26

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の支援フロー

- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期にわたりひきこもりの状態にあるなどして必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業である。したがって、本人と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに力点を置いた事業である。
- 本人と直接関わりを持った後、本人が適切な支援関係機関につながった段階で支援は終結となる。
- なお、本人と直接関わりを持つことができた後は、本人の状態に応じて多機関協働事業と連携を図りながら支援を行う。



27

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の考え方

1. 基本的考え方

- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期にわたりひきこもりの状態にあるなどして必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業である。したがって、多くの事案は、本人から利用申込(本人同意)を得ることができない状態であることが想定される。
- また、そのような対象者像を踏まえ、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業が重視する支援は、本人と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援である。
- なお、本人とのつながりづくりに向けた働きかけには、大きく分けて「①本人に会う前の丁寧な事前調整」に関する支援と、「②本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ」の2つがあるが、詳細は後述する。

2. 支援対象者

- 複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることのできない人や支援につながることに拒否的な人などが想定される。

3. 支援の実施

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の支援内容は、上述のとおり、主に本人と直接関わるための信頼関係の構築やつながりづくりに力点を置くものであるが、それら以外も含めて整理すると大きく以下5つに分かれる。

- ① 潜在的なニーズを抱える人を早期に発見するために、関係機関(者)と連携し、つながりの中から相談者を発見する。【会議や連携を通じての情報収集】
- ② ニーズを抱えている人に直接支援を届けるために、丁寧に情報収集や会うための方策を検討する【事前調整】
- ③ 本人と直接関わるために、本人に対して手紙を置いたり、チラシなどで情報提供をするなど、間接的な関わりを行う【関係性構築に向けた支援】
- ④ 自宅訪問などを含め、本人のところまで赴き支援を行う【家庭訪問】
- ⑤ 本人に出会えた後も、自宅から出ることが困難な者や適切な支援関係機関につながる人が困難な人に対して、自宅訪問などを行い、外出支援や適切な支援関係機関(支援の入口)につなげる【家庭訪問、同行支援】

28

4. 具体的な支援プロセス

- アウトリーチ等事業者の支援対象者は、長期にわたりひきこもりの状態にある人等が想定されるため、本人とアウトリーチ等事業者が直接つながるまでに時間がかかることが想定される。これは、アウトリーチ等事業の利用に向けた本人同意(利用申込)を得るまでに時間を要するともいえる。
- また、本人同意を得る前と得た後で、想定される支援の内容にも違いがあると考えられる。以下では、本人同意を得る前の支援と、本人同意を得た後の支援に分けて説明する。

(1) 本人同意を得る前の支援

- アウトリーチ等事業者は、プランを作成し、構成員に守秘義務規定がかけられた「支援会議」にプランを諮ることが求められる。支援会議では、関係者で支援の方向性や方法の妥当性等について検討し、支援の質と内容を担保することが重要となる。
- 本人同意を得る前の支援には、前述のとおり「①本人に会う前の丁寧な事前調整」と「②本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ」の支援が考えられる。

29

① <本人に会う前の丁寧な事前調整>

- 直接本人の自宅などを訪問して、本人に関わりを開始する前の段階で多様な準備や調整が求められる。具体的な内容としては以下のような取組が求められると想定するが、本人の状態や家族の関係性等によって異なることに留意が必要である。
 - ・ 本人に関する情報収集を、支援関係機関や家族等から時間を掛けて丁寧に行う。
 - ・ 本人に対する見守りや支援の体制を整備するために、支援関係機関と連携・協議を行い、ネットワークを構築する。
 - ・ 本人に関わるための切口やきっかけを入念に検討する。具体的には、家族への支援を切口にする方法や趣味を切口にする方法、キーパーソンを介して本人と関わる方法等、多様な方法がある。
 - ・ 本人が困っていることをアセスメントし、それに対する対応策を提示し本人との関わりを深めるきっかけを作る。
 - ・ また、緊急性のある事例の場合には速やかに警察や医療機関と連携する。

② <本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ>

- 「①本人に会う前の丁寧な事前調整」が整った段階で、本人との関係性構築に向けて次のような支援が考えられる。当然ながら、本人の状態や家族の状態に応じてアプローチ方法は異なることに留意が必要である。
 - ・ 継続的に本人に手紙を残し、心配している、気にかけているというメッセージを伝える。
 - ・ メール、チャットなどによる定期的な働きかけを行う。
 - ・ 本人の興味・関心に合わせたチラシなどを提供する。また、参加する場や働く場を探し、情報提供を行う。

※ 本人や家族の状態に応じて支援の方法は変わるものであり、上記はあくまでも参考例であることに留意されたい。

※ また、本人を追い立てることなく、時間を掛けて信頼関係の構築に向けて働きかけることが求められる。

30

(2) 本人同意を得た後の継続支援

- 本人と関係性を構築し、直接会うことができた後は、本人と信頼関係を構築するほか、丁寧なアセスメントを行い本人に必要な支援や今後の方向性を本人とともに検討する。
- アウトリーチ等事業者は、プランを作成し、「重層的支援会議」にプランを諮ることが求められる。
- また、本人同意が得られた後、アウトリーチ等事業者が単独で支援を行うケースと多機関協働事業につなぎアウトリーチ等事業者と連携しながら支援を行うケースの2つが想定される。
- 1つ目の、アウトリーチ等事業が単独で支援を行う場合には以下のようなケースが想定される。
 - ・ アウトリーチ等事業者と出会ったことにより、本人が主体的に必要な別の支援関係機関を訪問し、適切な支援を受けられるようになるケース
 - ・ アウトリーチ等事業者との関わりはできるようになったのもの、それ以外の支援者を受け入れることが難しいケース
 - ※ このような場合、アウトリーチ等事業者は引き続き自宅訪問や同行支援を行い、他の支援関係機関から支援を受けることに関して前向きになるよう支えていくことが重要。
- 2つ目の、多機関協働事業につなぎアウトリーチ等事業者と連携しながら支援を行う場合には、以下のようなケースが想定される。
 - ・ 本人に不安感が強く必要な支援関係機関につながるには至っていないケース
 - ・ 参加支援事業を活用したり各種支援関係機関による丁寧な伴走支援が求められるケース
- ただし、多機関協働事業者は、本人同意が得られる前からアウトリーチ等事業者と連携を図り、必要に応じて自宅訪問に同行するなどして、早い段階から本人との関係作りを行うことが求められる。

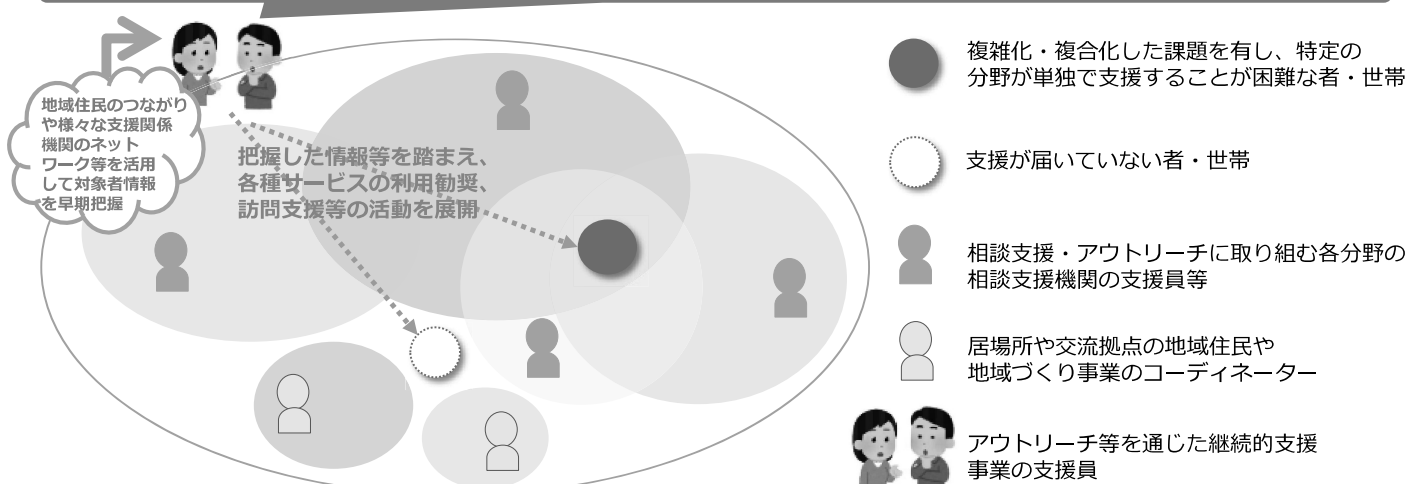
5. 終結

- 本人にとって適切な支援関係機関につなぐことができた段階で、支援は終結となる。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の対象者の考え方

- 介護・障害・子育て・生活困窮分野で取り組まれているアウトリーチと協働・役割分担をしつつ、重層的支援体制整備事業において取り組むアウトリーチは特定の分野を持たず、**すべての住民を対象**とする
- 複雑化・複合化した課題を有し、**特定の分野が単独で支援することが困難な者・世帯を主な対象**として想定
- 支援が届いていない者・世帯が抱える問題が深刻化する前に、必要な支援につなげていくため、**地域住民のつながりや様々な相談支援機関等のネットワーク等を十分に活用して対象者情報を早期把握**

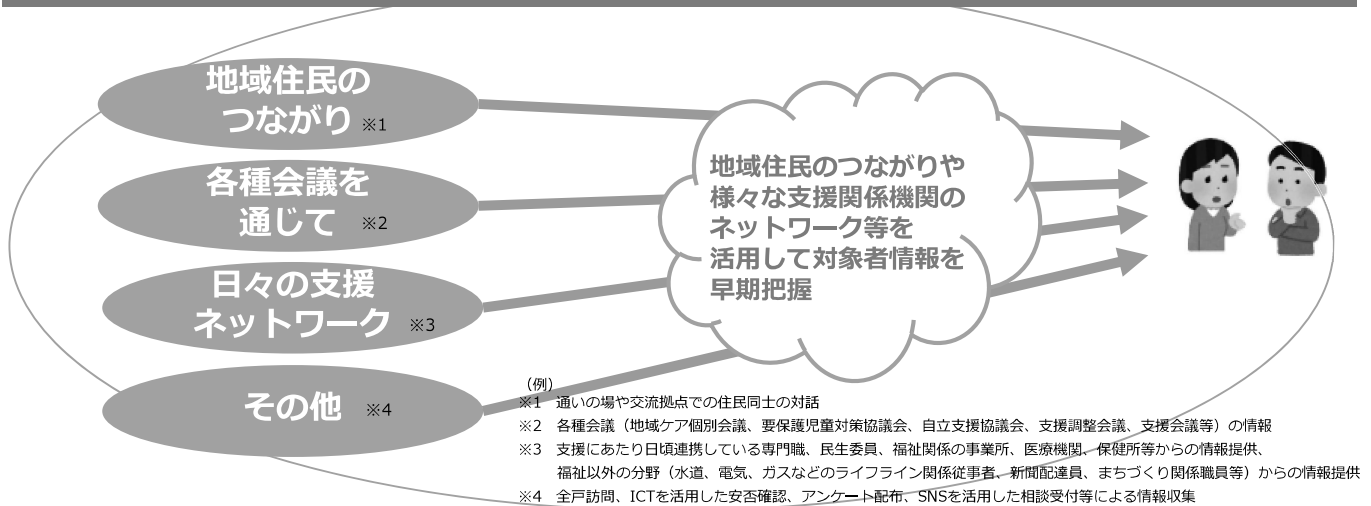
複雑化・複合化した課題を有する者・世帯、支援が届いていない者・世帯を早期に把握し、必要な支援を届けるための活動を展開



アウトリーチ等を通じた継続的支援事業につながる入口のイメージ

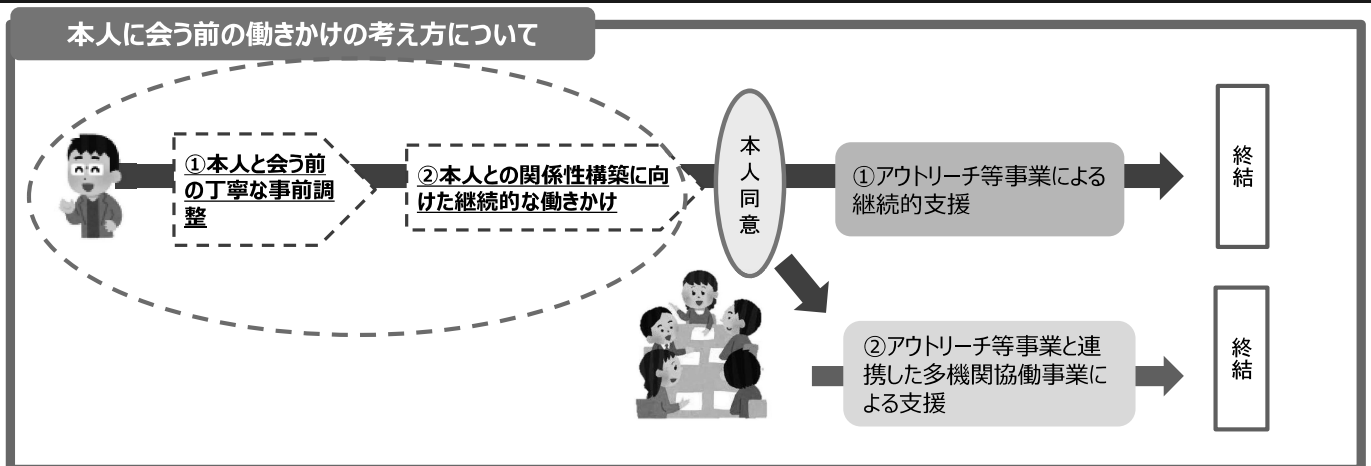
- 問題が深刻になる原因として、**本人や世帯が問題に気づいていない**、または、**どうすればいいかわからずに問題が放置されている**場合が考えられる。**相談に来るのを待つスタンスでは時間の経過とともに問題が深刻化**してしまう恐れがある。
- 支援が届いていない者・世帯を早期に支援につなげていくためには、**地域の関係者や様々な社会資源を通じて、積極的に対象となり得る者の情報を収集**することが必要。
- アウトリーチ等を展開する上で必要な情報提供を受けるためには、**日頃からの地域の様々な関係者と良好な関係性を構築**しておくとともに、情報提供の手段等を取り決めておくことが必要。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業につながる入口は多様に存在



33

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の支援の流れ



①本人と会う前の丁寧な事前調整の支援例

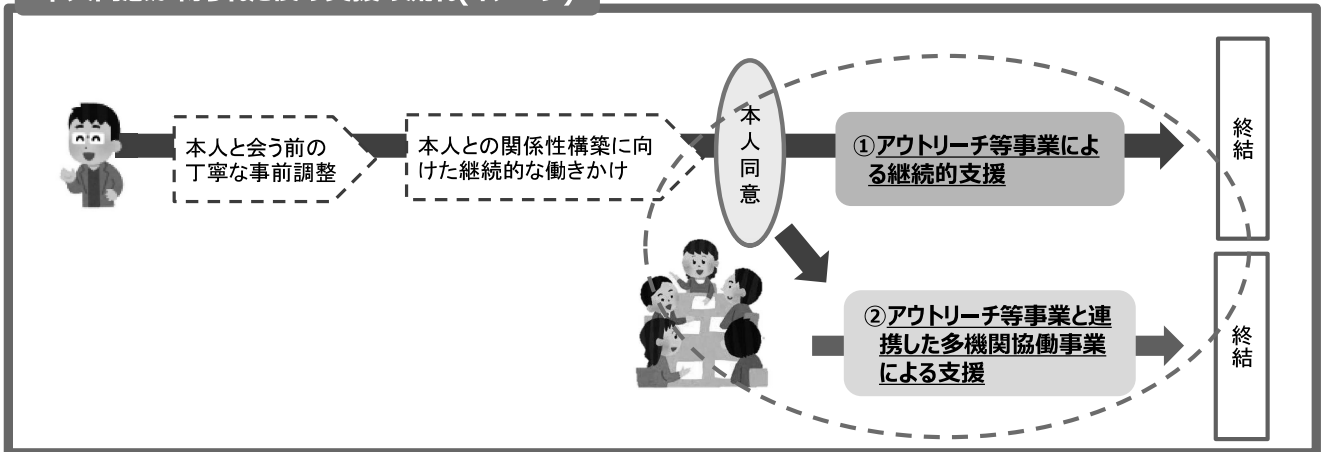
- ・ 本人に関する情報収集を、支援関係機関や家族等から時間を掛けて丁寧に行う。
- ・ 本人に対する見守りや支援の体制を整備するために、支援関係機関と連携・協議を行い、ネットワークを構築する。
- ・ 本人に関わるための切り口やきっかけを入念に検討する。具体的には、家族への支援を切り口にする方法や趣味を切り口にする方法、キーパーソンを介して本人と関わる方法等、多様な方法がある。
- ・ また、緊急性のある事例の場合には速やかに警察や医療機関と連携する。
- ・ 本人が困っていることをアセスメントし、それに対する対応策を提示し本人との関わりを深めるきっかけを作る。

②本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけの支援例

- ・ 継続的に本人に手紙を残し、心配している・気にかけているというメッセージを伝える。
- ・ メール、チャットなどによる定期的な働きかけを行う。
- ・ 本人の興味・関心に合わせたチラシなどを提供する。また、参加する場や働く場を探し、情報提供を行う。

34

本人同意が得られた後の支援の流れ(イメージ)



①(多機関協働事業につなぐ)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業による支援を行うケースの例

- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者と出会ったことにより、本人が主体的に必要な別の支援関係機関を訪問し、適切な支援を受けられるようになるケース
- アウトリーチ等を通じた継続的支援関係機関との関わりはできるようになったものの、それ以外の支援関係機関を受け入れることが難しいケース

②多機関協働事業につなぎ、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者と連携しながら支援するケースの例

- 本人に不安感が強く、必要な支援関係機関につながるには至っていないケース
- 参加支援事業を活用したり各種支援関係機関による丁寧な伴走支援が求められるケース

(5) 参加支援事業

参加支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

- **社会とのつながりを作るための支援を行う**
各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。
- **利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる**
利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。
また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。
- **本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う**
本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。
また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

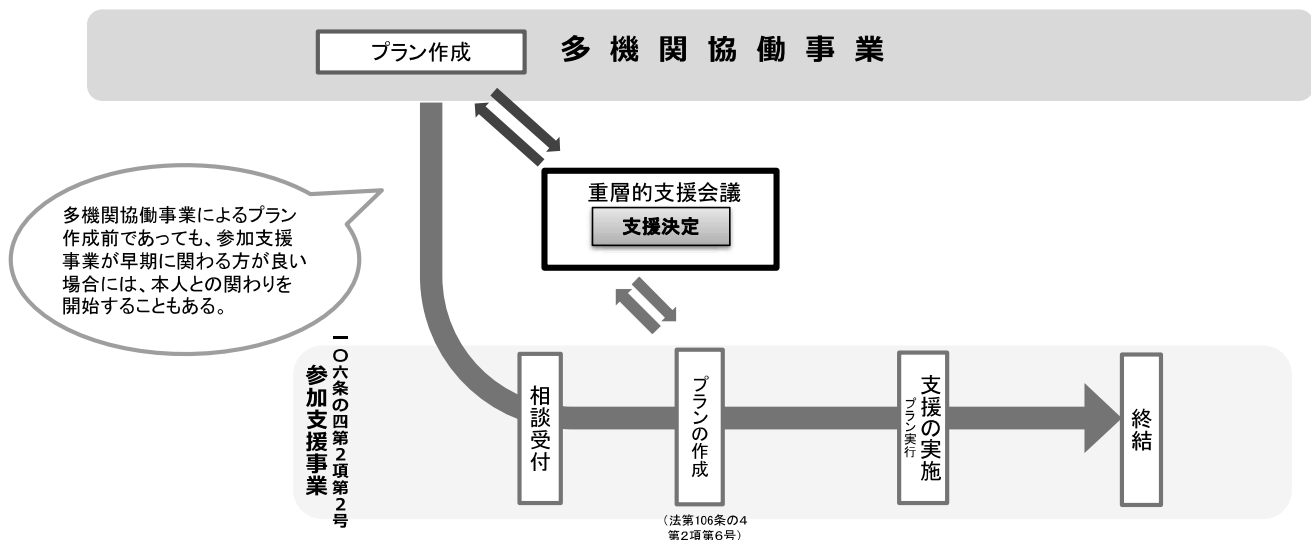
(参加支援事業の取組例)

- ・ 生活困窮者の就労支援施設において、経済的な困窮状態にないひきこもり状態に対して就労支援（就労準備支援）を実施する
- ・ 就労継続支援B型の事業所において、障害福祉サービスの対象とならないひきこもり状態の者への就労支援を実施する
- ・ 商店や農業などの作業の場を開拓し、中間的就労の場としてコミュニケーションが苦手な人の社会参加の場として活用する

37

参加支援事業の支援フロー

- 参加支援事業とは、介護・障害・子ども・困窮等の既存制度と緊密な連携をとって実施するとともに、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目的として行うものである。
- 基本的には、参加支援事業の利用は、多機関協働事業でアセスメントを行ったのち、参加支援事業の利用が求められると判断された場合につながるものとする。



38

1. 基本的考え方

- 既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目的として行うものである。
- 参加支援事業も、市町村全体で包括的な支援体制を構築するにあたり、本人や世帯と継続的につながる機能を強化していくための役割の一つを担うものである。

2. 支援対象者

- 既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人などが想定される。
- 具体例としては、
 - ・ 8050世帯の50代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
 - ・ 障害福祉サービスの作業所等の利用対象にならないが、一般事業所になじめない人
 - ・ 精神的に不調があり、社会にでることに不安がある者
 - ・ 親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者

39

3. 支援の展開

(1) 相談受付

- 参加支援事業の利用は、重層的支援会議で事業の利用が必要と判断された場合に開始となる。
- ただし、参加支援事業が早期に関わった方が良い場合には、重層的支援会議における支援決定の前から本人との関わりを始めることもある。

(2) プラン作成

- 参加支援事業者は、相談受付を行ったのち、アセスメントを行い社会参加に向けた支援の方向性や内容が定まった段階で、基本的にはプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- プランは、人や地域とのつながりの希薄化といった本人や世帯の抱える課題に対して、社会や他者とのつながりを創出し、自己肯定感や自己有用感を取り戻すために、個別支援を目的として作成する。
- 本人が望む社会とのつながりや参加を支えるために、本人に合った目標を設定し、そのために参加支援事業者やその他の関係者が取り組むことを記載する。

(3) 支援の実施

- 参加支援事業による支援内容は大きく2つの要素に分かれる。
- ひとつは、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニュー作りを行うことである。(資源開拓・マッチング)
- この取組は、相談者の有無にかかわらず必要に応じて地域へ働きかけを行い、支援メニューを増やしていくことが重要である。
- また、もうひとつは、本人に対する定着支援と受け入れ先(企業など)への支援である。(定着支援・フォローアップ)
- このような取組を通じて、受け入れ先と信頼が構築でき、その関係性の中から新たな受け入れ先を紹介してもらえるなど、新規開拓につながることも期待される。

40

(4) 終結

- 本人が望む社会参加に向けて、地域の資源等とのつながりができるほか、本人とつながった先との関係性が安定したと判断した段階で、一旦（プランに基づいた）支援は終結となる。
- ただし、参加支援事業を利用する人の多くが、他者や社会とのつながりを継続することに困難を抱える場合が多いことを意識し、定期的な連絡を試みるなどつながりの維持に向けた働きかけを行う必要がある。

4. 具体的な支援内容と留意点

(1) 資源開拓・マッチング

- 参加支援事業者は、本人に対して丁寧なアセスメントを行い、本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行う。なお、相談者自身が自らのニーズを明確化できていないことも多いことに配慮する必要がある。
- 支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかけたり、社会資源を新たに組み合わせたりしながら、既存の社会資源の活用方法の拡充などを図り、社会参加に向けた多様な支援メニューをつくる。

(具体的な例)

- ・ 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの状態にある者を受け入れる
 - ・ 経済的な困窮状態になく一時的な住まいの確保が困難な人を、一時生活支援事業が受け入れる
 - ・ 地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所を作り、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う
- 例えば、参加の場や働く場とのマッチングを行う場合には、受け入れ先の状況もアセスメントした上でマッチングを行う。その際、働く場であれば、受け入れ先に業務の切り出しなどを提案するなど、多様な支援メニューを作るようにすることが重要である。
 - また、日頃から地域のプラットフォームに参画することなどを通じて、地域の社会資源や支援関係機関とつながりを作り、支援が必要な時に迅速に対応できるよう情報収集をしたり関係づくりを行う。

(2) 定着支援・フォローアップ

- 居住の確保にかかる支援の場合は、生活の立て直しに向けた緊急一時的なシェルターや安定的な住まいの確保の支援、新たな環境に適応できているか等をゆるやかに見守るといった定着支援が求められる。
- また、参加の場や就労の場にかかる支援の場合には、直ちに本人が新たな環境で居場所を見出し、関係者と良好な関係を形成できるとは限らないことから、定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行う。
- このほか、受け入れ先の事業所も、本人との関わり方に悩んでいる場合もあることから、事業所の意向等も確認しつつ、本人と受け入れ先の間での環境調整を行う。

5. 地域における福祉サービスとの連携について

- 社会参加に向けた支援は、就労支援、居住支援などの形態が考えられるが、実際に支援を進める際には、狭間のニーズを有する人に特化した事業を新設することのみならず、地域の既存の福祉サービスを実施する事業所に対する働きかけや受け入れに向けた支援を行い、狭間のニーズを有する人の受け皿として機能拡充していくことを支援する観点が必要である。
- 既存の福祉サービスを実施する事業所の中で受け入れを行う際には、以下の考え方に基づく範囲内の活用であり、当該サービスの本来業務に支障のない範囲であれば、狭間のニーズを有する人に対する支援が可能であるとの整理を行う方針。
 - ・ 入所施設、居住系サービス・・・居住に課題を抱える者（住居確保要配慮者など）
 - ・ 通所施設・・・社会参加・日常生活に課題を抱える者
 - ・ 就労支援サービス・・・就労に課題を抱える者

※「本来業務に支障のない範囲」の具体的な基準等については、厚労省より通知予定

- なお、この際、社会福祉法人の地域における公益的な取組との連携を意識し、多様化する地域課題に対する社会福祉法人の積極的な取組の促進を行うことも重要である。

- 参加支援事業は、既存の各制度の支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、
 - ・ 利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などのコーディネートを行うとともに、本人と支援メニューのマッチングを行う
 - ・ マッチングしたのち、本人の状態やニーズ・希望にそった活動ができていないかフォローアップするほか、受入先の悩みや課題等に対するサポートを行うことなど、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。



参加支援の対象者像

既存の各制度における支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人など

(例)

- ・ 8050世帯の50代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
- ・ 障害福祉サービスの作業所等の利用対象にならないが、一般事業所になじめない人
- ・ 精神的に不調があり、社会にでることに不安がある者
- ・ 親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者

地域の社会資源の活用例

社会参加に向けた支援として求められる内容は、就労支援、居住支援、学習支援など多岐にわたるため、参加支援の実施に際して活用可能な社会資源も、自治体の状況や支援対象者のニーズに応じて開発を図るものなどが想定される

【地域資源の活用例】

- ・ 生活困窮者に対する就労体験の事業や障害福祉における就労支援事業に、経済的困窮状態にないひきこもりの者などを受け入れる
- ・ 商店や農業などの作業の場を、中間的就労の場として、コミュニケーションが苦手な者の社会参加の場として活用
- ・ 社会福祉施設等の空き室を利用して、居住の場がない者や家族と一緒に生活が困難な者に対して一時的に生活をする場を確保する
- ・ 住民活動や、地域での通いの場について、本人の通う場として活用する

(6) 地域づくり事業

地域づくり事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第3号)

- **世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する**
地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる**多様な場や居場所を整備**する。
- **交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする**
地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「**人と人**」「**人と居場所**」などをつなぎ合わせる。
また、市町村域などのより広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかける。
- **地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る**
多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図る。

(※) 包括化の対象事業…【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）、生活支援体制整備事業

【障害】地域活動支援センター事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業 【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業

地域づくりに向けた事業の考え方

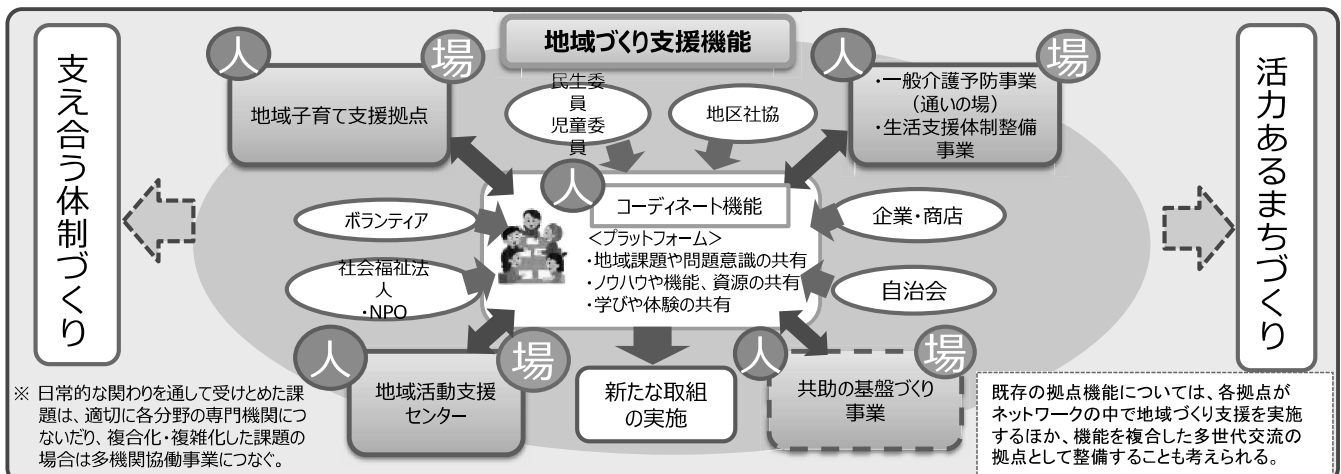
【基本的な考え方】

地域づくりに向けた事業は、既存の地域づくり関係の事業（※）の取組を活かしつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的として、**主に以下の2点**を内容とする。

- ・ 地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、**世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備**する。（多様な「場」づくり）
- ・ 地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「**人と人**」「**人と居場所**」などをつなぎ合わせる。（つなぎ・コーディネートの役割）
- また、各地の事例では、福祉分野を超えた、幅広い関係者が出会い、学びあう“プラットフォーム”が形成されることで、地域資源の新たな活用策や地域課題の解決策が生まれる場ができ、地域活動の発展や地域社会の持続を支えることに繋がっている様子が見られている。
この“プラットフォーム”が生まれやすく、維持しやすい環境整備や支援策を講じることも求められる。

【支援対象者】

- その地域が居住地であるか否かにかかわらず、**地域住民をはじめとする地域や暮らしを構成する個人や民間企業等を含む関係者全てが対象者**

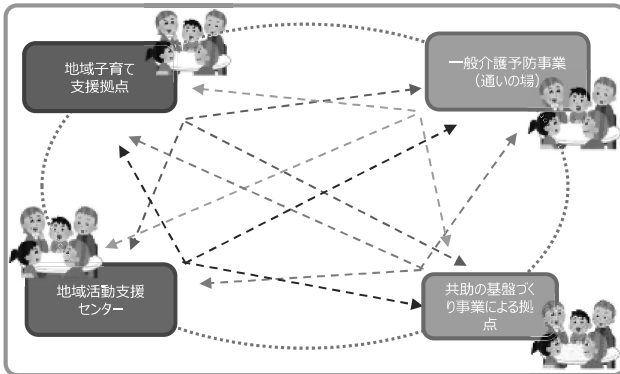


拠点の類型を組み合わせた地域づくり拠点の整備例

既存の地域づくりに向けた事業に対する影響

- 地域づくり事業についても、全ての個別拠点において、多属性・多世代に対する継続的な支援が求められるのではなく、「市町村全体の体制として」多属性・多世代に対する居場所や地域参加の場が提供されることを目指す。
- 従って、個別の拠点レベルでは、従前通りの特定の属性や世代に特化した対象の取り組みを維持するものや、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在することになる。
- 個別拠点において把握・受けとめた課題については、専門的な支援が必要なものは適切に各分野の専門機関につなぐほか、つなぎ先が明確でない課題や複合化・複雑化した課題については多機関協働事業につなぎ、必要な相談や参加につながるよう対応する。

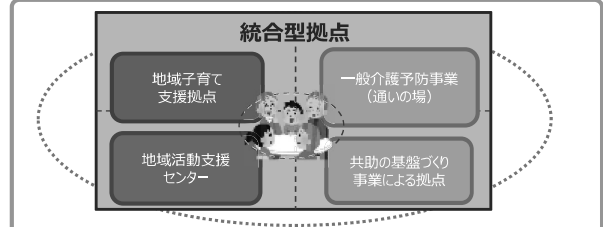
拠点としての場の機能は変更せず、必要時には連携により、人の機能を活用する場合の例（基本型）



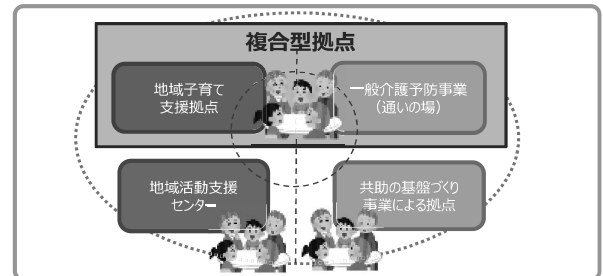
※ 既存の拠点機能については、各拠点がネットワークの中で地域づくり支援を実施するほか、機能を複合した多世代交流の拠点として整備することも考えられる。

※ また、実施パターンは様々であり、基本型と一部統合型が混在するなど、様々な組み合わせでの整備が考えられる（指定基準の遵守や必要なスペースや物品の確保、利用者から見た相談しやすさを担保するための工夫等が必要）

拠点としての人と場の機能を全てまとめることにより、連携を図る場合の例（統合型）



一部の拠点としての人と場の機能をまとめ、各支援機関間の連携を図る場合の例（一部統合型）



地域づくり事業において実施する具体的な内容 ①

「世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備」

1. 基本的な考え方

- 血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守りなどのセーフティネットの充実を図っていく必要がある。
- 既存制度に基づく拠点を包摂する事業（※）であり、各制度の基準を満たす場において、各制度が対象としている高齢者・障害者・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、すべての住民を対象として地域における交流の場や居場所の確保を進めていく。

（※）包括化の対象事業・・・【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）、生活支援体制整備事業

【障害】地域活動支援センター事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業 【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業

- 各拠点が担う役割を決定する際には、支援ニーズの把握や市町村全体の資源の棚卸し等を行い、市町村全体として居場所や地域活動の場を確保していくための住民や事業者らを含む関係者での丁寧な議論やプロセスが必要である。

2. 支援の展開

□ 既存の拠点等の利活用

- ・ 個別の拠点単位で見ると、地域の支援ニーズや各拠点の問題意識に合わせて、**各個別制度では直接に対象としていない者も利用できる多世代・多属性の活動の場として運営**することも可能となる。
- ・ 市町村の中には、従前通りの特定の属性や世代に特化したかたちを維持する拠点や、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在する。「市町村全体の体制」として、すべての住民を対象として居場所や地域参加の場が提供されることを目指す。
- ・ また、当該施設内の空間・時間で区分する（部屋を使い分ける・スペースを区切る、日・時間帯を分ける等）などの工夫により、既存制度による対象者別の場の長をもちつつ、多機能化する方法も考えられる。

□ 新たな場の確保

※ 以下の内容はあくまでも例示であり、地域性を活かした創意工夫による実施・運営が重要

- ・ 多世代型のサロンや地域食堂、コミュニティカフェなど、世代や属性を限定しない居場所や交流の場を新設することも可能。また、民間のカフェやフリースペースなどの経営主体と連携協定を締結、または他省庁取組として実施されている活動（例 小さな拠点、空き家再生等推進事業）等と連携させるなど柔軟な創意工夫により、**既存の場が持つ役割を拡張する**といった手法も考えられる。

地域づくり事業において実施する具体的な内容 ②

「個別の活動や人のコーディネート」

1. 基本的な考え方（コーディネーターに求められる役割）

- **地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気にかかけあう関係性が地域で生まれるよう促していく。**
- 地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目した環境整備が図れるよう、これまでではつながりの薄かった異なる分野の取組と積極的なつながりをもつことも重要である。
- 地域の中に多様な活動や選択肢が存在していることが重要であり、地域づくり事業の展開において既存の地域住民による取組の継続を妨げることがないように留意する必要がある。

2. 支援の展開

- 地域において**実施されている事業や活動等を把握**し、分野横断的な取組の展開を図る
 - ・ 啓発活動等による機運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し継続するための情報提供等のサポート体制の構築、**対話の中から新たな気づきや展開が生まれる「場」づくり**を支援していく。（「場」については、必ずしも拠点を指すものではなく、イベント等のきっかけづくりなど様々な形態があり得る）
 - ・ 現存する地域の活動や取組に関する情報を共有し、その価値を正当に評価する機会（発表会や表彰式等）を持つことが**相互理解を深め、有用感や継続性を高める**ことにつながる。
- 各拠点での活動内容、対象とする利用者層を共有し、連携を強化することで市町村全体がチームとして適切な支援や活動が提供できる体制を整備する。特に、既存のコーディネーター人材の活用も重要であるが、対象拡大等の業務負担を勘案した体制づくりが必要となる。
- また、既存の事業や活動等においてコーディネーター的な役割を担う人材同士（例 集落支援員、地域おこし協力隊）がつながり、目的や機会を共有することにより、取組を発展させるという視点も重要である。

49

地域づくりの展開イメージ（既存の拠点がきっかけになった取組例）

拠点での活動がきっかけになり、コーディネーターの働きかけや後方支援により、活動内容や主体が広がっていった例

取り組みの経過

- 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）に高齢者がボランティアとして参加し、育児の先輩として子育て世代と交流。
- 自治体に地域づくり事業におけるコーディネーターが配置され、各分野の拠点等において、分野を問わず、多様な活動やイベントについての情報周知を行ったり、ボランティア同士が交流する機会ができた。
- 他分野の情報に触れる中で、ボランティアの一人が地域活動支援センターで開催されたイベントにもボランティア参加し、「一人暮らしの高齢者や障害を持った人など、誰でも気軽に集える場が身近にはない」と気がつき、コーディネーターの応援を得ながら仲間を増やし、地域住民が運営する「地域の居場所」を創出することになった。

地域の変化

- ・ 一人の気づきから、それに共感した住民同士のつながりが強化され、住民が主体となった分野横断的な取組が創出された。
- ・ 地域住民の気づきや思いをコーディネーターが応援し、情報提供などのアドバイスを行ったことにより、立ち上げが円滑に行われ、取組の継続性も高まった。

地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点にボランティアとして参加するようになった



小学生になった子が気になる...

小学生の居場所として、子ども食堂を実施

共助の基盤づくり事業

障害を持つ人への支援も手伝ってみよう...

拠点で、高齢者や障害分野の情報についても耳にし、イベントなどを手伝う機会があり、様々な人々と触れ合う中で、地域の状況が気になり始めた...

地域における既存の拠点と連携しながら、誰もが参加できる地域の居場所づくりを開始



何か、私たちに出来ることはないかしら？

※活動を行うための場所については、内容や地域の実情により様々であり、空き時間等に、既存の拠点を場所として活用することも考えられる。

50

地域づくりの展開イメージ（既存の仕組みや事業等を活かした取組）

福祉分野ではない他分野の事業や民間の取り組みや人材を活かしながら、多様な地域づくりが広がっていく例

取り組みイメージ

- 他省庁の事業、企業による地域貢献、地域おこし、農林水産業、商業、工業、交通、などこれまで結節していなかった取組がつながることで、福祉分野の地域づくりも発展。
 - 小さな拠点、地域運営組織、地域おこし協力隊、村落支援員、都市再生法人、SDGs、リノベーション、再分配法人、ふるさと納税、能副連携、地域再生、防災、空き店舗対策、住宅セーフティネット 等
- 商工会が行っている商店街のイベントを通じ、地域を活性化し、より継続性のあるものにしたたいと検討。地域おこし協力隊等の人材がつなぎ役となり、地域住民へのアンケート調査を自治会、社会福祉協議会と協力して実施。
- アンケートの結果から、「子どもの職業体験」のイベントを開催。
- 体験イベントで子どもの様子を知った商店が、駄菓子販売とたまり場スペースを作って放課後の小学生の居場所づくりをしたり、子育て中の母親同士がつながり、サークル活動として子育て情報を発信するフリーペーパーの作成などを始めるなど、多様な活動が生まれる。

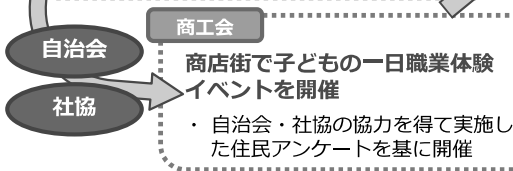
地域の変化

- ・ 地域の暮らしを構成する多様な関係者が、これからの地域づくりの方向性を共有でき、それぞれの取組に参画し合い、協働することにより、更なる発展可能性を高めていく。
- ・ 安心して暮らせる、いきいきと楽しめる等といった複数の目的を持ったまちづくりの展開が期待できる。



コーディネート機能を担う人材が異なる分野の取組（人や活動）をつなぐ

- ・ これまではつながっていなかった人や活動、仕組み等が出会うことにより、新たな視野がひろがる
- ・ つながりや視野が広がることにより、新たな活動が生まれやすくなる



呉服店に子どもの居場所

商店街の呉服店が、駄菓子販売とたまり場スペースを設置

- ・ 児童館など公的な遊び場とは異なる、子どもの“ちょっとした”居場所となる。

子育て支援フリーペーパー

イベントでつながったママグループが、子育てに役立つ情報を発信

- ・ 母親たちの参加の場となる
- ・ 子育て支援事業者との共働につながる

まちにある空きスペースが地域活動の場になる

米屋の元倉庫を活用して、地域食堂、高齢者の通いの場が始まる

- ・ 高齢者の集まる場や子どもと大人がつながれる機会を作りたいという声上がる
- ・ 商工会の仲介から、米屋がかつて倉庫として使っていた空き家を安価な利用料で貸し出し、活動の拠点となる。

51

多分野がつながるプラットフォームの展開について

1. 基本的な考え方

- プラットフォームの形成は、多様な場や居場所づくりや活動等のコーディネートといった地域づくりのプロセスの結果として、**分野、領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会**（拠点としての場だけではない）として発展していく。
- 様々な関係者がお互いを知り、強み・弱みを共有し、目指す方向性を共有したり、資源を共有したりすることにより、**地域の継続性を高め、既存の活動を活性化**することにもつながる。
- なお、こうした地域の“プラットフォーム”は、地域に一つではなく**多様に存在していることが重要**であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場も活用して整備していくことが求められる。

2. “プラットフォーム”に求められる役割

□ 地域の人と資源の把握

- ・ 地域づくりは、地域に「ある」ものを活かすことが肝要であり、まずは、**地域の人や資源（人・場・活動・サービス・情報 等）の実態を把握**する。
- ・ すでに住民のつながり、支え合いにつながる活動が行われている場合は、**内容と価値に見える化**（例 住民を含む協議の場などで、取組の重要性を評価する等）し、地域において価値あるものであるとの共通認識を醸成する。

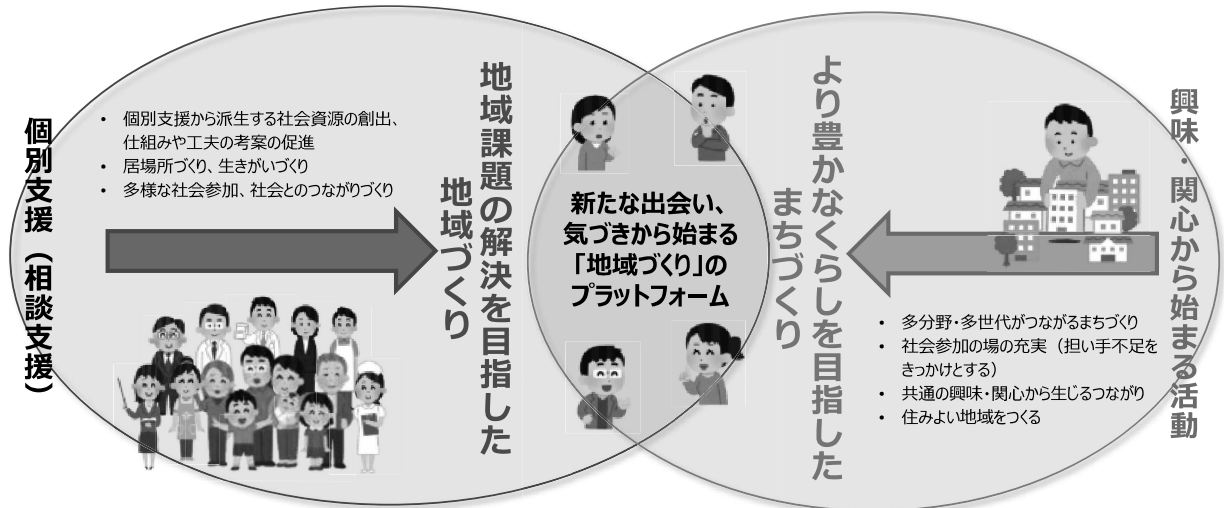
□ 様々な分野が集い、関係性を深めるための場の設定

- ・ 地域の多様な主体が情報交換、協議をすることができる機会を設定することにより、人、場、活動、サービス、情報等の地域の資源がつながり、活動の継続や発展を促すことにつながる。
- ・ 福祉分野に限らず、様々な分野の活動が出会い、新たな気づきを得て、アクションが起きやすい環境を整備するためには、地域や暮らしを構成する**幅広い関係者間を橋渡しするようなコーディネート機能**が求められる。

52

多分野協働のプラットフォームの展開（イメージ）

- 地域の様々な主体が集い、多世代の交流や多様な活躍の機会や役割を生み出し、地域社会からの孤立を防ぎ、人と人、人と資源がつながりやすい環境を整備（ネットワーク構築）した結果として、多様なプラットフォームが形作られていく。
- 重層的支援体制整備事業における「プラットフォーム」とは、分野、領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、新たなつながりの中から更なる展開を生むための“場”（拠点だけではなく、機会等も含む）を指す。
- こうした地域のプラットフォームは、地域に一つではなく多様に存在していることが重要であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場等を把握し、活用しながら整備していくことが求められる。
- 行政主導の展開ではなく、これまでつながりが薄かった様々な関係者が新たに出会い、気づきや学びを得て、目指す方向性や将来像を共有しながら、地域における多種多様な活動が活性化されていくプロセスが、地域自体の継続性を高めることにもつながっていく。



出典：第4回「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働に関する検討会」資料を改編

53

2. 重層的支援会議について

54

1. 役割

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすことが求められる。

① プランの適切性の協議

- 多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業が作成したプランについて、自治体や、適切な支援関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。

② プラン終結時等の評価

- 多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のプラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、各事業の支援を終結するかどうかを検討する。

③ 社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

- 個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。

※ 事例の内容によって、果たす役割や機能は異なるものであり、毎回の会議で全ての役割を担う必要はないほか、状況に応じて他の役割を果たすこともできる。

<留意事項>

- 「③社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討」については、個々のプランを検討する中で把握できるものとするが、これらについて重層的支援会議の中で十分に議論する時間を確保することは困難な場合も考えられる。
- したがって、重層的支援会議においては、課題の整理と認識の共有にとどめ、別途、地域の諸課題と社会資源の開発について協議する場など設けて対応することも有用である。この場合、新たに協議会を設けるほか、既存の協議の場を活用することも考えられる。

55

2. 開催方法

- 重層的支援会議の開催方法は、検討件数や参加者によって、定期開催や随時開催、もしくはそれらの併用が考えられる。
- 定期開催の場合は、関係者が予定を立てやすく日程調整などの必要がないなどの利点がある。随時開催の場合は、本人の状況に応じて迅速に対応できるという利点がある。
- いずれの方法においても、それぞれに利点が存在するため、例えば、定期の会議を基本としつつ、早急に対応する必要があるケースなどは随時の会議で検討するなど、両者の方法を併用することも考えられる。
- 対面による会議開催が困難な場合（地理的要因などにより支援関係機関が一堂に会することが困難、感染症の流行の際にいわゆる三つの密を避ける必要があるときなど）、また、関係者の負担軽減の観点からより効率的に会議を運営する必要がある場合は、ICT等を活用してオンラインにより開催することも考えられる。
- 地域には生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく（自立支援）協議会など様々な会議体が存在している。とりわけ、小規模な自治体においては、会議の参加者はどの分野でもそれほど変わらないことが多いことも考えられることから、既存の会議体の内容を精査し、既存の会議と時間を切り分ける等した上で、重層的支援会議として活用することも効果的・効率的であると考えられる。その場合には、それぞれの会議体の目的及び役割の相違を十分に理解した上で適切な運営がなされるよう、配慮する必要がある。

56

3. 重層的支援会議の参加者

- 参加が必ず求められる者は、原則、多機関協働事業者と自治体職員である。
- また、重層的支援会議で検討する中で、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業の必要性が表面化する場合もあることから、原則として両事業者も参加することが望ましい。
- また、事例の内容に応じて、支援関係機関のみならず、本人や世帯を取り巻く地域の関係者や地域住民などの参加も望ましい。ただし、会議開催の構成員を増やしたために会議の機動性が低下したり、事務負担が大きくなることのないよう、十分に配慮することが重要である。
- 参加者の検討にあたっては、福祉分野以外の関係者の参加も検討することにより、重層的支援会議を通じて新たなつながりや分野を超えた関わりをつくることも期待される。
- いずれにしても、アセスメントの方法や課題の整理の方法等が適切であるかを客観的に検討できる者が参画することが望ましい。
- 本人の参加は必須ではないが、参加することが本人にとって有益である場合には、本人の状況を十分に考慮したうえで参加してもらうことも考えられる。その際、相談者によっては、多くの人の前で話をするに慣れていなかったり、精神状態が不安定であることなどから、無理に参加を求めることがないよう留意しなければならない。
- なお、重層的支援会議の参加者は、毎回同じである必要はなく、事例によって参加者を変えるなどの柔軟な対応が可能であり、事例の緊急度や困難度を踏まえた適切な開催が重要である。

<参考>

- 生活困窮者自立支援制度における支援調整会議の参加者は、原則として自治体担当者と自立相談支援事業の支援員とされている。
- また、自立相談支援事業の手引きにおいては、「必要に応じてサービス提供事業者、専門機関・専門職（弁護士、医師、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、作業療法士、保健師、司法書士、ハローワーク職員など）が想定される」としている。

57

4. 会議の主催・実施

- 重層的支援会議は、多機関協働事業者が主催する。
- また、支援関係機関の招集を円滑に行うため、招集については自治体が関与することも考えられる。
- 自治体職員については、法に基づく事業の利用について支援決定を行う。当初想定していなかったものの、重層的支援会議の議論の結果、支援決定が求められる場合も考えられることから、原則として、自治体職員は全ての重層的支援会議に参加をするものとする。
- なお、法に基づく事業とは、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のことを指す。

58

5. 開催のタイミング

- 重層的支援会議の開催は、以下4つのタイミングで必ず開催する必要がある。
多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業による、
- ① プラン策定時
 - ② 再プラン策定時
 - ③ 支援終結の判断時
 - ④ 支援中断の決定時(※)
- このほか、支援の進捗状況の把握やモニタリングのタイミングなど、支援を円滑に進めるために必要と考えられる場合には適切に開催することが求められる。なお、そのような場合には、重層的支援会議としてではなく、ケース会議や事例検討といった形態で適宜開催することも考えられる。
- ※ 支援の中断時は、本人と完全に連絡が取れなくなったときに判断をするものである。しかしながら、判断に当たっては、関係者や地域住民から情報収集を行ったり、自宅訪問を行うなど、できる限り本人とコンタクトをとるよう働きかけることが重要である。

59

6. 主な検討内容

開催時期	主な内容
プラン策定時	・アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容 ・各支援関係機関の役割分担の確認 ・モニタリングの時期の検討 等
再プラン策定時	・本人の状況変化の確認、評価 ・現プラン評価 ・再プラン内容の確認(プラン策定時の内容と同様)
支援終結の判断時	・本人の目標達成状況、本人に関わる支援者の状況等の確認 ・支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認
支援中断の決定時	・本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における、支援の中断の決定

60

7. プラン確定に向けた手続き

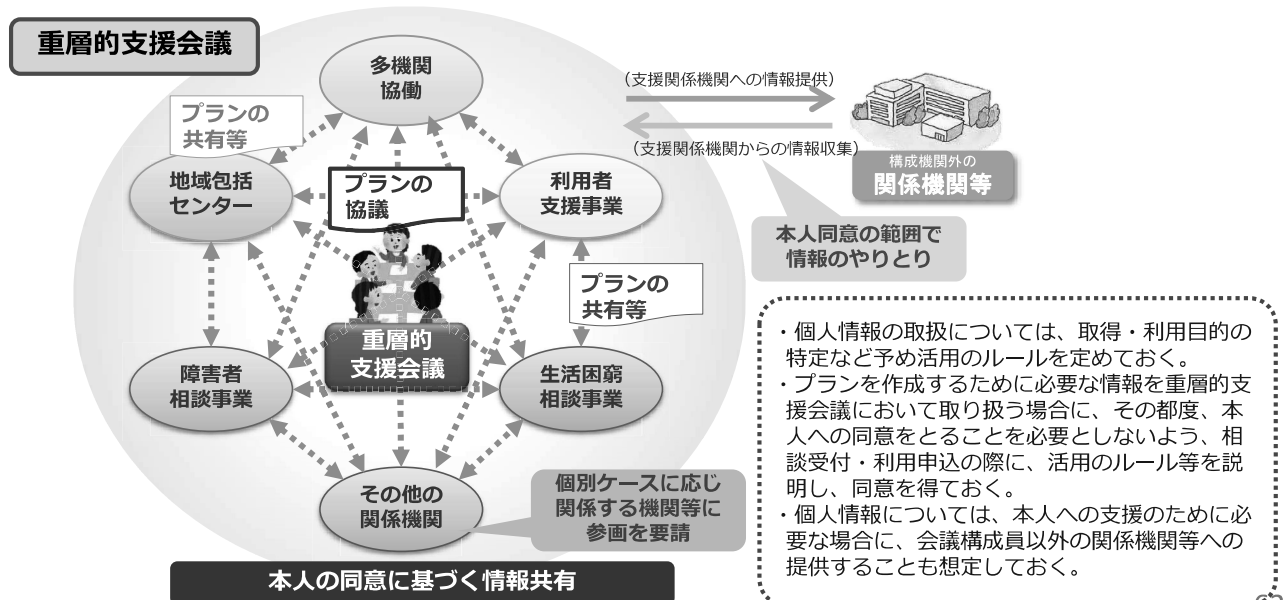
- プランが確定するまでの手続きを整理すると、下記に示した3つのパターンが考えられ、法に基づく事業等がプランに盛り込まれるか否かによって「確定」のタイミングが異なる。
- 法に基づく事業等を含むプランは、自治体による支援決定後に確定することになり、法に基づく事業等を含まないプランは、重層的支援会議で了承後に確定することになる。

プランの内容	支援決定または確認
①法に基づく事業のみのプラン	<ul style="list-style-type: none"> 支援決定は必要 プランに記載された課題と支援の方向性に対して、法に基づく事業等の提供が適切か判断し、法に基づく事業等による支援(支給を含む)を行うこと、および支援の内容について決定する
②法に基づく事業とそれ以外の支援を含むプラン	<ul style="list-style-type: none"> 法に基づく事業等については上記①と同様 法に基づく事業等以外の支援については、自治体の支援決定は行われぬ。ただし、法に基づく事業等以外の支援の提供状況は、法に基づく事業等の決定に影響を及ぼす可能性があることから、法に基づく事業等以外の支援についても内容を確認する。
③法に基づく事業を含まないプラン	<ul style="list-style-type: none"> 自治体へのプランの報告

61

重層的支援会議について

- 重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすものである。
 - ・ プランの適切性の協議
 - ・ プラン終結時等の評価
 - ・ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
- 重層的支援会議においては、相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議するものであることから、協議の対象となるケースについては、個人情報について関係機関との共有を図ることについて本人同意を得ることとする。



62

重層的支援会議の開催方法等

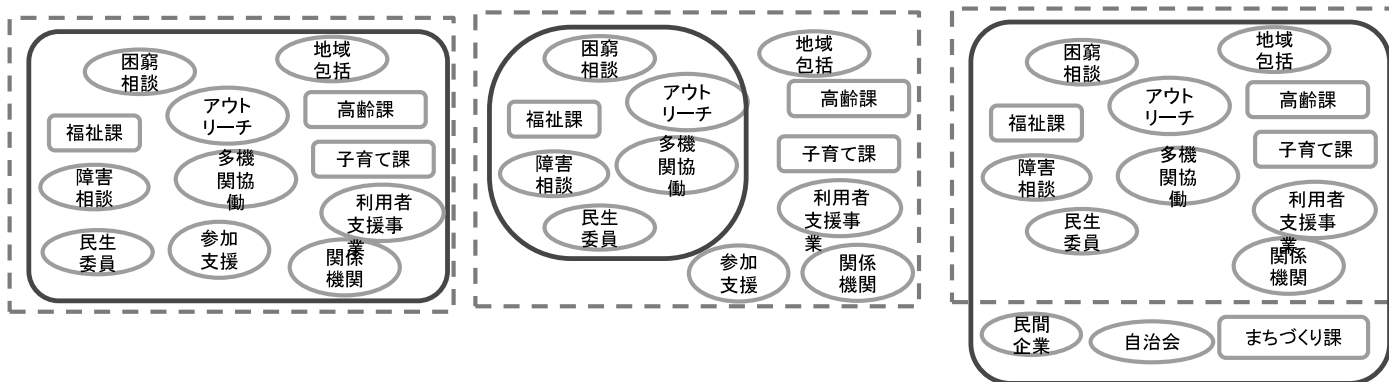
- 重層的支援会議については、その開催目的などに応じて、参加者、開催頻度など様々な開催形態を組み合わせて実施することが考えられる。
- また、地域ケア会議、要保護児童地域対策協議会などの既存の会議体と組み合わせて開催するなど効率的・効果的な実施方法を検討することが重要。

重層的支援会議の開催方法(例)

定期的な、複数ケースをまとめて協議するため、会議構成員の全員が参集して開催する場合

早期に支援プランを策定するため、随時、個別のケースに関係する機関のみで開催する場合

地域の社会資源の開発や地域住民の支援等を検討するため、会議の構成員を追加して開催する場合



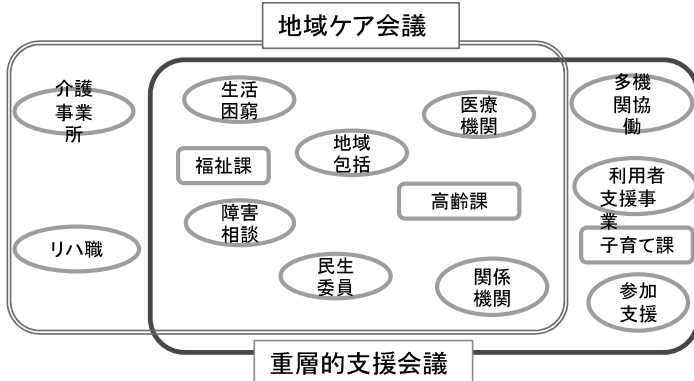
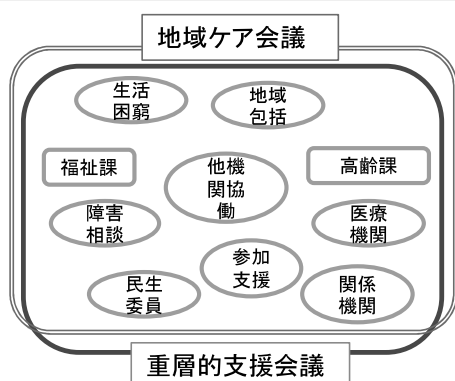
: 既存の会議体の基本的な構成機関
 : 重層的支援会議の基本的な構成機関

重層的支援会議の開催方法等

他の会議体とあわせて開催する例

① 構成員が同一で、他の会議体と重層的支援会議を兼ねて開催する場合

② 構成員が一部重複しており、他の会議体の開催日に合わせて重層的支援会議を開催する場合



※ 地域ケア会議など分野別の会議体で協議すべき事案と、重層的支援会議で協議する事案が区分される場合は、前半は地域ケア会議として、後半は両会議体を兼ねる形とするなど、議題に応じて開催形態を区分することも考えられる。

※ 個別の会議体と、重層的支援会議の構成員の一部が重複する場合、例えば、先に地域ケア会議として実施後、一旦地域ケア会議としては閉会した上で、重層的支援会議の構成員にはそのまま引き続き重層的支援会議として開催することも考えられる。

【留意事項】

・個人情報の取扱について、①の場合、会議参加者全員が重層的支援会議の構成員となるため、重層的支援会議内で情報を取り扱うことについて本人同意を得ておく。②の場合、地域ケア会議のみの構成員に対しては、重層的支援会議の情報共有に関する本人同意の範囲外となるため、重層的支援会議の構成員のみでの協議とする。また地域ケア会議のみの構成員が個別ケースの協議に必要な場合については、予め随時に重層的支援会議の構成員とするか、他の会議体の構成員への情報提供について同意をとるなどの対応が必要。

※ 重層的支援会議内の情報共有について本人同意が得られていないケースを扱う場合は、「支援会議」として開催する。
 ・必要に応じて、それぞれの会議の設置規定や開催費用の負担方法を調整しておくことが必要